

一、著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、同21条ないし27条所定の権利に係る著作物の利用によることを要しないと判示した事例

二、リツイート記事における著作者名が表示されていない画像をクリックすれば、著作者名が表示されている元の画像を見ることができたとしても、著作者名を表示したことにはならないと判示した事例

三、リツイートに基づく画像ファイルへのリンクおよびその画像表示の仕方の指定に係るリンク画像表示データはプロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報」に該当すると判示した事例

—写真リツイート事件—

最判令和2年7月21日 平成30年(受)第1412号 (裁時1748号3頁)

東海大学 情報理工学部 兼任講師・弁理士 中川 浄宗

◆事案の概要

X(原告・控訴人・被上告人)は写真家であり、本件で問題になった写真(以下、本件写真)の著作者である。Y(被告・被控訴人・上告人)は、インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージなどを投稿できる情報ネットワークであるツイッターを運営する米国法人である。

Xは、本件写真の隅に©マークと自己の氏名をアルファベットで表記した文字など(以下、本件氏名表示部分)を付加した画像(以下、本件写真画像)を自らのウェブサイトに掲載した。

そうしたところ、第1のツイッター上のアカウントにおいて、Xに無断でそのプロフィール画像として本件写真の画像ファイルがアップロードされ、そのタイムラインに本件写真が表示されるようになった(以下、本件プロフィール画像設定行為など)。また、第1のアカウントからツイートが行われ、当該ツイートを表示するURLにも自動的に本件写真が表示された。

また、第2のツイッター上のアカウントでも、Xに無断で本件写真画像を複製した画像の掲載を含むツイート(以下、本件ツイート)が投稿された。これにより、本件写真画像を複製した画像(以下、本件元画像)が、所定のURL(以下、本件画像ファイル保存用URL)の画像ファイルとしてサーバーに保存された。

その後、第3ないし第5のツイッター上の各アカウント(以下、本件各アカウント)において、それぞれ、本件ツイートについて第三者のツイートを紹介ないし引用するためのツイッター上の再投稿であるリツイートがされた(以下、本件各リツイート。これにより投稿されたメッセージなどを本件各リツイート記事、本件各リツイートをした者を本件各リツ

weet者と呼ぶ)。これにより、不特定の者が閲覧できる本件各アカウントにおいて個々のツイートが時系列順に表示されるページである各タイムラインに、本件元画像の上部および下部がトリミング(一部切除)されたため、本件氏名表示部分が表示されなくなった画像(以下、本件各表示画像)が本件各リツイート記事の一部として表示されるようになった。

本件各アカウントの各タイムラインに本件各表示画像が表示されるのは、本件各リツイートにより同各タイムラインのウェブページ(以下、本件各ウェブページ)に本件画像ファイル保存用URLの本件元画像ファイルへのリンク(インラインリンク)が自動的に設定されるためである。

すなわち、本件各リツイートが行われることで、自動的に、上記リンクを指示する情報およびリンク先画像の表示の仕方(大きさや配置など)を指定する情報を記述したHTMLなどのデータ(以下、本件リンク画像表示データ)が、本件各ウェブページ(リンク元のウェブページ)に係るサーバーの記録媒体に記録される。

そうすると、インターネットを利用してウェブサイトを閲覧する者(以下、ユーザー)が本件各ウェブページにアクセスすると、自動的に、①本件リンク画像表示データが、本件各ウェブページに係るサーバーから同ユーザーのパソコンなどの端末に送信され、②これにより、ユーザーの操作を介することなく、本件元画像のデータ(リンク先のファイルのデータ)が、本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから上記端末に送信され、③上記端末の画面上に当該画像が上記指定に従って表示されることになる。

ツイッターのシステムでは、リンク先画像の表示の仕方に関するHTMLなどの指定により、リンク先の元の画像とは

縦横の大きさが異なる画像やトリミングされた画像が表示されることがある。そのため、本件でも、本件各表示画像は、トリミングされた形で前記端末の画面上に表示され、本件氏名表示部分が表示されなくなったのである。

Xは、アカウント1ないし5に係るツイッター上の各アカウントにおけるこれらの行為により、Xの公衆送信権などの著作権および氏名表示権などの著作者人格権が侵害されたとして、Yとその日本における子会社に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、本件ツイートおよび本件リツイートに係る発信者情報の開示を求めて出訴した。

なお、第1のアカウントに係る本件プロフィール画像設定行為などそのツイート、および第2のアカウントに係る本件ツイート自体が、Xの公衆送信権を侵害することについて、当事者間に争いはない。

第一審（東京地判平成28年9月15日）^{*1}は、アカウント1および2についてはそれらの電子メールアドレスの開示を求める限度で請求を認容したものの、アカウント3ないし5については、本件リツイート行為により上記各権利の侵害は成立しないと判示して、これを棄却した。

控訴審（知財高判平成30年4月25日）^{*2}は、アカウント1および2については、第一審と同様、それらの電子メールアドレスの開示を求める限度で請求を認容し、アカウント3ないし5についても、本件リツイート行為によりXの氏名表示権などが侵害されたとして、それらの電子メールアドレスの開示を求める限度で請求を認容した。

Yによる主要な上告受理申立て理由は、以下のとおりである。すなわち、①本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、著作権侵害となる著作物の利用をしておらず、著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」をしていないこと、②本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を確認できるから、本件各リツイート者は本件写真につき「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」（同2項）しているといえること、③本件各リツイート者による本件リンク画像表示データの送信については、当該データの流通それ自体によってXの権利が侵害されるものではないから、プロバイダ責任制限法4条1項1号の「侵害情報の流通によって」権利が侵害されたという要件を満たさず、また、本件各リツイート者は、Xの権利を直接侵害する情報である画像データにつ

いては、何ら特定電気通信設備の記録媒体への記録を行っていないから、同項の「侵害情報の発信者」の要件に該当しない——といった理由である。

◆判旨—上告棄却—

所論①：著作権法19条1項について

「著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の『著作物の公衆への提供若しくは提示』は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。

したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法19条1項の『著作物の公衆への・・・提示』に当たるといえることができる」

所論②：著作権法19条2項について

「Xは、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである（なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。）。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウエ

ブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるといえることをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである」

「以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものである」

所論③：プロバイダ責任制限法4条1項について

「本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リツイートを行うことによって、前記……のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によってXの権利が侵害されたものといえることができ、本件各リツイート者は、『侵害情報』である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者といえることができる。

以上によれば、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害について、本件各リツイート者は、プロバイダ責任制限法4条1項の『侵害情報の発信者』に該当し、かつ、同項1号の『侵害情報の流通によって』Xの権利を侵害したものである」

◆評釈—結論賛成・理由賛成—

1. 本判決の位置づけ

所論①に関しては、著作権法（以下、著）21条ないし27条・

28条所定の複製権ないし翻案権・二次的著作物の利用に係る権利からなる著作（財産）権（以下、著作権）の効力が及ぶ著作物の利用（以下、著作物の利用）を伴わなければ、氏名表示権の侵害に該当しないかのように判示するもの^{*3}が、従前の下級審判決の中に見受けられた。本判決は、そのような見解を明確に否定する点において意義を有する。また、リツイートないしリンクを張る行為がその具体的な態様によっては氏名表示権の侵害になり得ることを示した点についても先例的意義がある^{*4}。

所論②に関しては、著作物から離れた場所に著作者名が表示されている場合に著作者名が表示されているといえるか否かを判断した事例はあるが^{*5}、著作者名の表示されていない著作物に係る情報が著作者名の表示されている当該著作物に係る情報にリンクされており、前者をクリックすれば後者にアクセスできたとしても、著作者名が表示されているとはいえないと判示した点に先例的意義がある。

所論③に関しては、本件氏名表示部分が表示されなくなった本件各表示画像ではない本件リンク画像表示データも、プロバイダ責任制限法（以下、プロ責）4条1項「侵害情報」に該当すると判断した点に先例的意義がある。

2. 所論①：著作権法19条1項について

まず、著19条1項の適用が、その規定の文言上、著作物の利用を伴う場合に限定されていないことは、本判決が判示するとおりである^{*6}。

次に、そもそも著作物は思想または感情を創作的に表現したものであるから（著2条1項1号）、著作物には著作者の人格が発露しており、それは著作者の名誉・声望・社会的評価の淵源になる。氏名表示権を含む著作者人格権は、このような著作者が自己の著作物について有する精神的ないし人格的利益を保護するための権利である^{*7}。

そして、著作物は著作者による創作行為によって生み出されるものであるから（著2条1項1号・2号）、本判決も判示するように、著作物と著作者は人格的に深く結び付いているところ、氏名表示権はそのような結び付きを保護するための権利である。すなわち、氏名表示権は、著作者が自己の実名もしくは変名を著作者名として表示するか、あるいはそれらを著作者名として表示しないかを決定することにより、著作者が自らと著作物の結び付きを顕然とさせるか、それともその結び付きを秘しておくかを自由に決定できることを通じ、

著作者が自己の著作物について有する精神的ないし人格的利益を保護するための権利である^{*8}。

一方、著作権は、著作物を利用する一定の行為から生じる経済的ないし財産的利益を保護するための権利である。すなわち、著作者人格権と著作権とは、そもそも保護する利益ないし対象が異なるものであるから、両者の権利の効力が及ぶ範囲ないし場面が異なるのは当然である^{*9}。

従前、本件で問題になったインラインリンクをはじめリンクを張る行為自体は、リンク先のウェブページのURLを指定したにすぎず、リンク先の著作物を複製しているわけでも、リンク先の著作物を自ら送信しているわけでもないので、一般に著作権の効力は及ばないとされてきた^{*10}。

しかしながら、上記のような著作権の効力が及ばないリンクを張る行為であっても、自らのウェブページを構成する要素であるかのように偽装する態様で他人のウェブページにリンクを張ったり、リンク先の著作物を切り取るなどの改変をして表示するといったように、当該リンクの具体的態様によっては、特に本件で問題になった氏名表示権や同一性保持権などの著作者人格権の侵害になり得ることは従来指摘されてきたところである^{*11}。

著19条1項にいう「その著作物の公衆への……提示」とは、公衆送信をはじめとする著作物の無形的な態様による伝達を意味すると解されている^{*12}。そして、前記のような著作権と著作者人格権の相違に鑑みれば、そのような伝達が著作権の効力が及ぶ行為とされている必要はない。

本件についていえば、本件各リツイートにより、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像が表示されること、これは「その著作物の公衆への……提示」に該当する。そして、次項の3. で検討するとおり、本件各表示画像では本件氏名表示部分が表示されなくなっているから、著作者と著作物の結び付きが毀損されるような態様で、著作物の無形的な態様による公衆への伝達が行われている。そうであれば、本件各リツイートが公衆送信（著23条・2条1項7号の2）などの著作権の効力が及ぶ著作物の利用を伴っているか否かに関係なく、氏名表示権の効力を及ぼすべきである^{*13}。

以上の検討から、本判決の所論①の判示に賛成する。

3. 所論②：著作権法19条2項について

まず、本件では、本件各リツイートにより、本件リンク画像表

示データが送信され、ツイッターのシステムの仕様によって、トリミングされた形で本件各表示画像が表示されることをもって、Xの氏名表示権を侵害したといえるか否かが問題である。

認定事実によれば、本件各リツイートがなされると、自動的に本件リンク画像表示データが本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録され、ユーザーが本件各ウェブページにアクセスすると、自動的にユーザーの端末の画面上に本件各表示画像が表示される。そうであれば、本件各リツイートと氏名表示権の侵害の間には直接的な牽連性^{けんれん}があるところ、本件各リツイート者は、リツイートという積極的な行為を行っている以上、自ら本件各表示画像の提示を行っている¹⁴と評価できる^{*14}。

また、本判決は、本件各リツイート者が、前記のようなツイッターのシステムの仕様に係る画像の表示の仕方を認識しているかどうかにかかわらず旨を判示している。

著19条1項は、その規定の文言上、著113条2項における「情を知っていた場合」のような行為者の主観的要件は規定されていないところ、本件において氏名表示権の侵害の成否を判断するにあたり、本件各リツイート者が前記のような画像の表示の仕方を認識しているか否かは本来的に問題にならない^{*15}。もちろん、侵害者の故意・過失が要件となる損害賠償請求（民709条）といった具体的な救済の場面にあっては、本件各リツイート者が前記のような画像の表示の仕方を認識していたかどうか問題になり得るが、それはまた別論である。

次に、著19条2項は、すでに著作者が表示している著作者名をそのまま表示して著作物を利用しても、前記2. で述べた著作者が有する精神的ないし人格的利益を毀損するものではないから、その利用者はすでに表示されている著作者名をそのまま表示することができる旨を定めている^{*16}。

ここで、著作者名が適切に表示されているか否かは、一概にこれを判断することは困難であり、従前の判例によれば、その内容や位置といった当該表示の具体的態様、当該著作物が掲載されている媒体の種類、そして従前の慣行といった諸般の事情が考慮されているところである^{*17}。

本件では、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見られることをもって、著作者名が適切に表示されているといえるか否かが問題になっており、いわば当該著作物が利用されている場所とは離れた場所に著作者名が表示されていると考えられる。

当該著作物が利用されている場所と著作者名が表示されている場所との間隔も、著作者名が適切に表示されているか否

かを判断する際の要素になり得るものである。前記2. で述べた氏名表示権の性質からすれば、一般に、それらが近接していれば著作者名が適切に表示されていると判断されやすくなり、遠隔になれば適切に表示されているとは判断されにくくなるであろうが、それも絶対的な判断基準ではない。

本件についていえば、認定事実によると、Xは、本件写真の隅に自己の氏名をアルファベット表記した文字などを付加して、自らと本件写真との結び付きを顕然とさせているところである。そして、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはなく、ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれなさとされている。

そうすると、Xは、自らと本件写真との結び付きを顕然とさせていたにもかかわらず、本件写真がユーザーに提示される際に、その著作者をユーザーに知らしめられなかった場面があることになる。そうであれば、本件各リツイートにより、本件各表示画像がトリミングされた形で表示され、本件氏名表示部分が表示されなかったことをもって、Xが保有する前記2. で述べた精神的ないし人格的利益は侵害されたことにならう^{*18}。

最後に、林裁判官は、反対意見において、前記のような画像の表示の仕方を決定したのはYであって、本件各リツイート者にそれを変更するといった余地はないこと、本件各リツイート者が本件写真画像を無断でアップロードしたものであることから、本件各リツイート者を著作者人格権を侵害した主体とは評価できない旨を述べるとともに、多数意見によればリツイートを萎縮させるおそれがある旨の懸念を示している^{*19}。

しかしながら、認定事実によれば、リツイートは第三者のツイートを紹介ないし引用するツイッター上の再投稿であるところ、ツイートとリツイートは同等の伝播力を備えていると考えられるため、両者を殊更別異なるものとして取り扱う必要はない^{*20}。仮に、Xに無断で本件各表示画像を添付してツイートを投稿し、ユーザーの端末の画面上に本件各表示画像を表示させれば、著19条2項以下の制限規定が適用される場合は別として、Xの氏名表示権の侵害に当たることが異論はないであろう。同等の結果を生じるにもかかわらず、それがリツイートによれば氏名表示権の侵害に当たらないという^{ひょうそく}は平仄が合わない。

また、他人の著作物に係る画像を添付してツイートを投稿しようとする際は、それが氏名表示権をはじめとする著作権法上の権利を侵害するか否かを慎重に判断するであろうが、

同等の結果を生じるにもかかわらず、リツイートを投稿しようとする際には、その慎重な判断は不要というのも、平仄が合わない。

そうすると、本件氏名表示部分が表示されなくなることがツイッターのシステムの仕様ないし仕組みによるものだとしても、自らのリツイートがユーザーにどのように認識されるかについて注意を払わず、また、戸倉裁判官が補足意見において述べるように著作者名をコメント欄に記載してリツイートを行うといった氏名表示権を侵害しないようにするための対応もせず、ただ漫然とリツイートを行う者の便宜を図る必要はないであろう。そうであれば、リツイートの便宜性を図るべく、氏名表示権の効力を減縮して、前記2. で述べたところの著作者の精神的ないし人格的利益を犠牲にする必要はないと考える。

以上の検討から、本判決の所論②の判示にも賛成する。

4. 所論③：プロバイダ責任制限法4条1項について

まず、発信者とは「特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体……に情報を記録した……者」（プ責2条4号）と定義され、具体的には、ウェブページのような態様の特定電気通信（プ責2条1号）にあつては、ウェブサーバーといった特定電気通信設備（同2号）におけるハードディスクなどの各種記録媒体に情報を記録するなどして、その情報を流通させた者であるとされている^{*21}。この規定の趣旨は、一定の情報が流通することで著作者人格権などの各種権利の侵害が生じた場合に、その責任を第一義的に負うべきなのは、当該情報を流通過程に置いた者である点に求められる^{*22}。

本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に本件リンク画像表示データを記録してユーザーの端末に送信しているため、本件リンク画像表示データの発信者に該当する。本件で特に問題になるのは、本件リンク画像表示データが「侵害情報」（プ責4条1項柱書き・同1号）に該当するか否かである。確かに、本件各リツイートは、本件氏名表示部分が表示されなくなった本件各表示画像を本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録するものではない。しかしながら、認定事実によれば、本件各リツイートがなされると、自動的に本件リンク画像表示データが本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録され、ユーザーが本件各ウェブページにアクセスすると、これまた自動的にユーザーの端末の画面上に本件各表示画像が表示されるところ、本件各リツイートを行えば、氏

名表示権侵害を招来するという直接的な牽連性があると考えられる。そうすると、前記の規定の趣旨に即していえば、本件リンク画像表示データが流通することによって、Xの氏名表示権が侵害されるのであるから、本件各リツイート者は発信者としてその責任を第一義的に負うべきである。

特定電気通信を通じた情報の流通は、①何人も反復継続して不特定の者に情報を発信することができるため他人の権利を侵害する情報の発信が容易である、②高度の伝播性があるために一度被害が発生するとその被害が拡大しやすい、③匿名で情報を発信することができるため、被害者が加害者を特定しその責任を追及して被害の回復を図ることが困難である——という性質を有する。発信者情報開示請求権は、上記のような特定電気通信を通じた情報の流通の性質に鑑みたものであり、被害者がその被害を回復するきっかけになるとともに、その被害を救済するうえで大きな意義を有する権利である^{※23}。

本件についていえば、前述のように、氏名表示権侵害を直接的に招来する情報であるにもかかわらず、本件リンク画像表示データが侵害情報に当たらないとすれば、加害者である本件各リツイート者の特定が困難になり、Xが氏名表示権侵害からの十分な救済を受けることが困難になるおそれがある。

一方、発信者情報は、プライバシーなどと密接に関係する重要な情報であり、不適切な場面で開示されてしまうとその回復を図ることは困難であるから、その開示には慎重な判断が必要である^{※24}。しかしながら、本件についていえば、本件各リツイートと氏名表示権侵害の間には直接的な牽連性があるところ、本件各リツイート者に係る発信者情報をその電子メールアドレスといった必要最低限の範囲でXに開示することは、本件各リツイート者に不当な不利益を与えるものではないと考えられる。

以上の検討から、本判決の所論③の判示にも賛成する。

(なかがわ きよむね)

- ※1) 裁判所ウェブサイト
- ※2) 裁判所ウェブサイト
- ※3) 大阪地判平成25年6月20日「ロケットニュース24事件」(判時2218号112頁)
- ※4) 参考事例として、札幌地判平成30年4月27日「ペンギンパレード2事件」(West Law Japan文献番号2018WLJPCA04276004)
- ※5) 知財高判平成28年6月29日「怪獣ウルトラ凶鑑事件」(裁判所ウェブサイト)
- ※6) 高瀬亜富〈本件控訴審判批〉コピーライトNo.690 46頁
- ※7) 高部真規子編『著作権・商標・不競法関係訴訟の実務(第2版)』(商事法務・2018) 122頁(高松宏之)、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール1(第2版)』(勁草書房・2015) 786頁(柳沢眞実子)、堀江亜以子〈本件控訴審判批〉ジュリNo.1531 263頁
- ※8) 加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』(著作権情報センター・2013) 170頁、田村善之『著作権法概説(第2版)』(有斐閣・2001) 426頁、中山信弘『著作権法(第3版)』(有斐閣・2020) 602頁、高瀬 前掲(判批)46頁
- ※9) 奥邨弘司〈本件上告審判批〉法教No.482 66頁、田村善之〈本件上告審判批①〉WLJ判例コラム213号11頁
- ※10) 大須賀寛之「インターネットをめぐる著作権侵害について」牧野利秋ほか編著『知的財産法の理論と実務(第4巻)』(新日本法規・2007) 293頁、経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」145頁、作花文雄『著作権法 基礎と応用(第2版)』(発明協会・2005) 413頁、佐野信「インターネットと著作権」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務大系22著作権関係訴訟法』(青林書院・2004) 456頁、角田政芳=辰巳直彦『知的財産法(第9版)』(有斐閣・2020) 486頁(角田)、高橋和之=松井茂記=鈴木秀美編『インターネットと法(第4版)』(有斐閣・2010) 280頁(青江秀史=茶園成樹)、壇俊光=板倉隔一郎「民事・刑事上のWebサイトリンク行為の違法性に関する比較についての試論」情報ネットワーク・ローレビュー 13巻1号76頁、藤川義人〈本件上告審判批〉知財ふりずむ No.218 66頁、山神清和〈判批〉新・判例解説Watch15号271頁、田村 前掲書187頁、中山 前掲書307頁。特殊な態様によるリンクを張る行為について著作権の侵害を肯定する見解として、作花 前掲書413～414頁、高橋ほか編 前掲書280頁(青江ほか)、田村 前掲書187頁。
- ※11) 大須賀 前掲論文294頁、経済産業省 前掲準則145頁、作花 前掲書413～414頁、佐野 前掲論文457頁、角田ほか 前掲書486～487頁(角田)、高橋ほか編 前掲書280～281頁(青江ほか)、壇ほか 前掲論文69・76頁、田村 前掲書187頁、中山 前掲書309頁、山神 前掲(判批)271頁
- ※12) 中山 前掲書602頁
- ※13) 高橋ほか編 前掲書280～281頁(青江ほか)
- ※14) 高瀬 前掲(判批) 46頁、高橋ほか編 前掲書280頁(青江ほか)
- ※15) 田村 前掲書313頁
- ※16) 加戸 前掲書171頁
- ※17) 高部編 前掲書131頁(高松)
- ※18) 田村 前掲(判批①) 13頁。中川達也〈本件上告審判批〉論究ジュリNo.35 161頁および奥邨 前掲(判批) 67頁は反対
- ※19) 田村善之〈本件上告審判批②〉法時92巻11号4頁
- ※20) 名誉毀損に関わる事例であるが、大阪高判令和2年6月23日「名誉毀損リツイート事件」(裁判所ウェブサイト)
- ※21) 岡田理樹=長崎真美=森麻衣子=奥富健=鹿野晃司「発信者情報開示・削除請求の実務—インターネット上の権利侵害への対応」(商事法務・2016) 34～35頁(鹿野)、関原秀行『基本講義プロバイダ責任制限法:インターネット上の違法・有害情報に関する法律実務』(日本加除出版・2016) 40～42頁、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法(改訂増補第2版)』(第一法規・2018) 25頁
- ※22) 岡田ほか 前掲書54頁(鹿野)、総務省 前掲書24頁
- ※23) 高部真規子『実務詳説著作権訴訟(第2版)』(きんざい・2019) 440頁、岡田ほか 前掲書52頁(鹿野)、総務省 前掲書70頁
- ※24) 岡田ほか 前掲書52頁(鹿野)、高部 前掲書441頁、総務省 前掲書71～72頁